

特定非営利活動法人 日本交流分析協会

東北支部 運営規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人日本交流分析協会（以下、協会と称す）「組織規程第8条」および「支部運営要綱第2条」により協会事業の特定地域（東北エリア）における執行組織と位置づけられた東北支部の運営について定めたものである。

(活動地域)

第2条 特定非営利活動法人日本交流分析協会東北支部（以下、支部と称す）は、東北6県（青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県）を主たる活動地域とする。

(事務所)

第3条 支部活動の円滑な遂行と、会員活動の支援・相談及び交流の拠点として事務所を設置する。

② 事務所設置場所は、宮城県仙台市とする

(活動理念)

第4条 支部は、協会の定める設立趣旨・理念および活動方針に基づき、交流分析の普及と地域社会への貢献を目指すとともに、支部会員の活動支援、および会員相互の成長と親交をはかることを活動理念とする。

(事業)

第5条 協会の定款に定める第5条の事業を実施する。

(支部運営委員会)

第6条 前条の事業を実施するにあたり、意思決定および執行機関として支部運営委員会を設置する。

2) 支部運営委員の選任および支部運営委員会の運営は別に定める「支部運営委員・監事選任細則」・「支部運営委員会細則」による。

3) 支部運営委員は原則として支部指導会員の中から選任する。

4) 支部運営委員会は、以下の項目について協議・決定し執行する。

① コンプライアンスおよびリスク管理に関すること。

② 会員の権利擁護、活動支援に関すること。

③ 支部規則等の修正・改廃に関すること。

④ 本部との協議調整等に関すること。

⑤ 「年次支部会員集会」の開催等に関すること。

⑥ 支部事業計画および予算の策定実施に関すること。（含む、中・長期計画等）

⑦ 支部事業活動の実施および予算執行に関すること。

⑧ その他支部運営および事業活動に関すること。

(業務部・地区委員会)

第7条 支部運営委員会は業務執行のため、「業務部」および「地区委員会」を構成する。

(役職および定数)

第8条 支部運営委員は10名以内とし、監事は2名以内とする。

2) 支部運営委員の互選により次の役職を置く。

・支部長 1名。 ・副支部長 若干名。

3) 支部監事の互選により代表監事を置く。

(副支部長会)

第9条 事業活動の迅速化と円滑な運営をおこなうため、総合調整および審議機関として副支部長会を置く。

2) 副支部長会の構成および運営等は別に定める「支部運営委員会細則」による。

(職務)

第10条 支部役員の職務は、別に定める「支部運営委員会細則」による。

(任期)

第11条 支部運営委員および監事の任期は2年とし協会理事の就任時期と合わせる。なお、再任を妨げない。

2) 但し、前任者の残任期間は除く。

3) 補欠・増員によって就任した支部運営委員・監事の任期は、既運営委員の残任期間に合わせる。

(顧問)

第12条 支部に顧問を若干名を置くことができる。

2) 顧問の委嘱は、「支部顧問委嘱基準」に基づき支部長が行い、任期は1年とし再任を妨げない。

(年次支部会員集会)

第13条 年次支部会員集会は、全支部会員をもって構成し、支部の活動報告・会計報告等をおこなうとともに、運営および活動に会員の意見・要望を反映させる目的で開催する。

2) 年次支部会員集会では、次の事項を報告・協議する。

① 支部運営規則はじめ諸規定の変更報告

② 事業活動計画および事業予算・財務内容計画

③ 事業活動報告および事業収支・財務内容報告

④ 支部運営委員および支部監事の選任または解任の報告

⑤ その他運営に関する重要事項の報告

3) 年次支部会員集会の議長は副支部長がこれをおこなう。

4) 年次支部会員集会は、原則協会定時総会の翌月に開催する。

また、運営については別に定める「支部会員集会運営内規」による。

5) 支部会員集会への、報告・協議事項は原則協会と事前調整をおこなうものとする。

(閲覧請求権)

第14条 議事録は、正当なる支部活動および個人情報保護法等に抵触しない範囲において会員の閲覧請求に応じる。

2) 閲覧を希望する者は、所定の手続きを経て申請するものとする。

3) 閲覧請求の対象は、年次支部会員集会および支部運営委員会の議事録とする。

(講師登録制度)

第15条 支部がおこなう資格講座・応用講座等の講師は、原則として別に定める「講師登録制度基準」により、登録された者から選考委嘱する。

(事業年度)

第16条 支部の事業年度は協会と同じ、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算管理)

第17条 予算執行者は、事業計画に基づき計画的・効果的な執行管理をおこなうこと。

2) 予算執行については協会の定める基準および同経理マニュアルによること。

(準 用)

第 18 条 この規則に定めなき項目は、協会定款・諸規定の条項を準用することができる。

(細 則)

第 19 条 この規則による細則は支部運営委員会において協議のうえ支部長が決定する。

附 則

1. この規則に定めのない事項、および改廃は支部運営委員会において協議決定する。
2. この規則は、2012年 7月 1日より制定実施する

制定 2012年7月 1日